

第4号様式(1)－②

[施工体制確認型総合評価方式（簡易型Ⅰ型）事後審査型]

入 札 説 明 書

沖縄県土木建築部一般競争入札公告第49号の「那覇浄化センター管廊築造工事（R8）」に係る総合評価方式に基づく落札者決定基準及び申請書等の作成方法については、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札説明書に記載のない事項については、「総合評価方式の運用」を参照すること。

※自己評価型では、「申請書及び確認資料提出期限日」を「自己評価表提出日」と読み替えること。

1 総合評価方式に係る落札者決定基準

(1) 評価項目、評価基準及び得点配分

ア 施工計画について

評価細目	評価基準	評価
工程管理に係わる技術的所見	工程表、技術的所見が現場条件等を踏まえて適切である。	○
	工程表、技術的所見が現場条件等を踏まえて適切でない。	×

◇ 工程管理に係わる技術的所見（別記様式4－1）

準備工から後片付けまでの全工程を記載し、技術的所見についても記載する。

◇ 「×（不可）」と評価された場合、入札参加資格無しとする。

イ 企業の実績等について（加算点）

評価細目	評価基準	点数	配点
同一工種の施工実績	同一工種で、沖縄県又は国の実績あり※1、※2	10.0	/10.0
	同一工種で、県内市町村の実績あり※3	5.0	
	同一工種で、その他の実績あり	0.0	
同一工種の工事成績	80点以上	10.0	/10.0
	79点以上 80点未満	9.0	
	78点以上 79点未満	8.0	
	77点以上 78点未満	7.0	
	76点以上 77点未満	6.0	
	75点以上 76点未満	5.0	
	74点以上 75点未満	4.0	
	73点以上 74点未満	3.0	
	72点以上 73点未満	2.0	
	71点以上 72点未満	1.0	
	71点未満又は実績なし	0.0	
優良建設業者表彰	県知事表彰の実績あり	5.0	/5.0
	県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり※4	3.0	
	県土木建築部（各事務所長、各課長）、又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり※4	2.0	
	なし	0.0	

登録基幹技能者等の活用	配置する	1.0	/1.0
	配置しない	0.0	
同一工種の企業手持ち工事量	手持ち工事量比率<0.25	10.0	/10.0
	0.25≤手持ち工事量比率<0.50	8.0	
	0.50≤手持ち工事量比率<0.75	6.0	
	0.75≤手持ち工事量比率<1.00	4.0	
	1.00≤手持ち工事量比率<1.25	2.0	
	1.25≤手持ち工事量比率	0.0	
I C T活用工事実績	I C T活用証明書が発行された実績あり	2.0	/2.0
	I C T活用証明書が発行された実績なし	0.0	
労務費見積り尊重宣言	「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表し、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する取組を誓約する	1.0	/1.0
	上記以外	0.0	
沖縄県所得向上応援認証企業	認証企業である	2.0	/2.0
	認証企業でない	0.0	
難工事施工実績	難工事施工実績証明書が発行された実績あり	2.0	/2.0
	難工事施工実績証明書が発行された実績なし	0.0	
県内企業の下請活用	県内企業下請比率： 30%以上または元請県内企業におけるすべて自社施工	3.0	/3.0
	県内企業下請比率： 20%以上 30%未満	1.5	
	県内企業下請比率： 20%未満	0.0	
社会資本維持活動の実績	活動実績2回以上あり	2.0	/2.0
	活動実績1回以上あり	1.0	
	実績なし	0.0	
災害協定締結の有無	沖縄県との災害協定締結あり	4.0	/4.0
	沖縄総合事務局、県内市町村との災害協定締結あり	2.0	
	災害協定締結なし	0.0	
若手・女性技術者の配置	若手・女性技術者を現場代理人（監理技術者または主任技術者を兼務しない者）又は担当技術者として配置する	3.0	/3.0
	若手・女性技術者を現場代理人（監理技術者または主任技術者を兼務しない者）又は担当技術者として配置しない	0.0	

- ※1 「沖縄県」には、その他外郭団体及び管理者が沖縄県知事である一部事務組合（例：沖縄県企業局、那覇港管理組合）を含む。
- ※2 「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方共同法人、国立大学法人を含む。
- ※3 「県内市町村」には、その他外郭団体及び管理者が市町村長である一部事務組合を含む。
- ※4 「国」は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部における県内施工工事を評価対象とする。
- (7) 企業の施工実績（別記様式2）
- ◇ 本工事と同一工種（土木一式工事）の施工実績を評価対象とする。
 - ◇ 対象期間は、当該年度（公告日の属する年度）を含まない過去10年度当初(平成28年4月1日) から本工事の申請書及び確認資料提出期限日までとする。
- (8) 工事成績（別記様式7）
- ◇ 沖縄県土木建築部発注工事のうち、本工事と同一工種（土木一式工事）の工事成績の平均点を評価する。
 - ◇ 当該年度（公告日の属する年度）を含まない直近の5年度間(令和3年度～令和7年度) に完成した工事を評価対象とする。
- (9) 優良建設業者表彰（別記様式2）
- ◇ 令和5年度受賞分については、令和8年7月31日公告工事までを評価対象とする。
 - ◇ 令和6年度受賞分については、令和9年7月31日公告工事までを評価対象とする。
 - ◇ 令和7年度受賞分については、令和10年7月31日公告工事までを評価対象とする。
 - ◇ 令和8年度受賞分については、令和8年8月1日公告工事から令和11年7月31日公告工事までを評価対象とする。
 - ◇ 「国」は同一工種での表彰を評価対象とする。
 - ◇ 表彰の対象部門は、（土木）とする。
- (10) 登録基幹技能者等の活用（別記様式6）
- ◇ 工事内容に適した職種の登録基幹技能者等を本工事に配置する場合に評価する。
 - ◇ 種類（職種）、人数、日数等の指定要件(設定する場合)
- (11) 企業手持ち工事量（別記様式8）
- ◇ 沖縄県土木建築部発注工事のうち、本工事と同一工種（土木一式工事）を対象とする。
 - ◇ 平均受注額（分母）の対象期間は、当該年度（公告日の属する年度）を含まない直近の3年度間(令和5年度～令和7年度)とする。
 - ◇ 当該年度受注額（分子）には、本工事の申請書及び確認資料提出期限日の7日前（休日含む）までに落札決定があった工事の受注予定額を含めるものとする。
- (12) ICT活用工事実績（別記様式6-2）
- ◇ 沖縄県土木建築部または沖縄総合事務局開発建設部が令和2年4月以降に発注した工事のうち、発注者が工事完成時に「ICT活用証明書」を発行した工事の施工実績1件で評価する。ただし、沖縄総合事務局開発建設部の実績は、港湾空港事業を除く。営繕工事は原則として対象外とする。
 - ◇ 申請書及び確認資料提出期限の7日前（休日含む）からその2年前(休日含む)までに「ICT活用証明書」が発行された工事とする。
- (13) 「労務費見積り尊重宣言」（別記様式6-3と宣言を公表したことが確認できる資料は併せて提出）
- ◇ 内訳明示する旨を記した誓約書（別記様式6-3）及び「労務費見積り尊重宣言」を公表したことが確認できる資料（指定様式なし）の確認により評価する。
 - ◇ 宣言を公表したことが確認できる資料は、下記のA又はBのいずれかで良いが、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する旨及び自社名を明示して宣言を公表していることが分かる資料とすること。
- A ホームページやアカウント無しで誰でも閲覧可能なSNS等において公表する。その場合、「掲載したページの写し」を提出すること。（実際にアクセスして閲覧可能か確認するため、写しには当該URLも記載すること。）
- B 下請け企業等、社外の者が確認できるような場所（会社入口や廊下等）において、掲示することで公表する。その場合、「実際の掲示環境写真及び掲示資料の写し」を提出すること。
- ◇ 全て自社施工を予定している元請企業の場合においても、上記を確認できれば評価する。
 - ◇ その他、特記仕様書及び沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領による。

(ク) 「沖縄県所得向上応援認証企業」(別記様式2)

- ◇ 申請書及び確認資料提出期限日の7日前(休日含む)までに沖縄県所得向上応援認証企業の認証を受けている企業を評価対象とする。
- ◇ JVの場合、代表者を評価する。

(ケ) 難工事の施工実績(別記様式6-2)

- ◇ 沖縄県土木建築部が令和2年4月以降に発注した工事のうち、発注者が工事完成時に「難工事施工証明書」を発行した工事の施工実績1件で評価する。
- ◇ 工種は問わない。
- ◇ 元請として施工し、完成・引渡し完了した施工実績を評価する。
- ◇ 工事成績が65点未満の場合は、施工実績なしの評価とする。
- ◇ 工事成績評定対象外工事(沖縄県土木建築部成績評定要領において、工事成績表評定を省略することができる工事)については、合格通知書を提出することとする。
- ◇ 申請書及び確認資料提出期限の7日前(休日含む)からその2年前(休日含む)までに「難工事施工証明書」が発行された工事とする。

(コ) 県内企業の下請活用(別記様式6)

- ◇ 県内企業(沖縄県内に主たる営業所がある企業)の下請比率(一次下請)を評価する。

(ク) 社会資本維持活動の実績(別記様式9)

- ◇ 当該年度(公告日の属する年度)を含まない直近の1年度間の実績を評価対象とする。

(シ) 災害協定締結の有無(別記様式9)

- ◇ 沖縄県、沖縄総合事務局、県内各市町村との公共土木施設にかかる災害協定締結の有無を評価する。ただし、営繕工事では公共土木施設に限らない。

(ス) 若手・女性技術者の配置(別記様式6)

- ◇ 元請会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある若手技術者(本工事の申請書及び確認資料提出期限日時点において35歳未満)又は女性技術者の配置予定の有無を評価する。なお、3ヶ月以上の雇用関係にあることは求めず、新採用等を考慮して評価する。

ウ 技術者の能力等について（加算点）

評価細目	評価基準	点数	配点
配置予定技術者の資格・年数	1 級土木施工管理技士（5 年以上）、1 級建設機械施工技士、技術士	10.0	/10.0
	1 級土木施工管理技士（3 年以上 5 年未満）、1 級建設機械施工技士（3 年以上 5 年未満）	5.0	
	1 級土木施工管理技士（3 年未満）、1 級建設機械施工技士（3 年未満）	0.0	
同一工種の施工経験	役職経験有り・同一工種で、沖縄県又は国の実績あり※1、※2	15.0	/15.0
	役職経験無し・同一工種で、沖縄県又は国の実績あり※1、※2 役職経験有り・同一工種で、県内市町村の実績あり※3	10.0	
	同一工種で、その他の実績あり	5.0	
	上記以外	0.0	
優良技術者表彰	現在の企業での県知事表彰の実績あり	5.0	/5.0
	現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり※4	3.0	
	現在の企業での県土木建築部（各事務所長、各課長）、又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり※4	1.5	
	現在の企業以外での県知事表彰の実績あり	2.5	
	現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国（局長）の表彰実績あり※4	1.5	
	現在の企業以外での県土木建築部（各事務所長、各課長）、又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり※4	0.5	
	なし	0.0	
継続教育（CPD）単位取得状況	推奨単位以上	10.0	/10.0
	推奨単位の 5 割以上 推奨単位未満	5.0	
	推奨単位の 5 割未満	0.0	

- ※1 「沖縄県」には、その他外郭団体及び管理者が沖縄県知事である一部事務組合（例：沖縄県企業局、那覇港管理組合）を含む。
- ※2 「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方共同法人、国立大学法人を含む。
- ※3 「県内市町村」には、その他外郭団体及び管理者が市町村長である一部事務組合を含む。
- ※4 「国」は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部における県内施工工事を評価対象とする。
- (7) 配置予定技術者の資格・年数（別記様式3、別記様式3-1、別記様式3-2、別記様式3-4）
- ◇ 本工事の申請書及び確認資料提出期限日時点での資格保有年数を評価する。
 - ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。
 - ◇ JVの構成員の配置予定技術者については、別記様式3-1を提出すること。
 - ◇ 技術者育成型試行工事で専任補助者を配置する場合は、別記様式3で配置する技術者に代えて、当該専任補助者（別記様式3-2）で評価する。
 - ◇ 本工事において専任特例を予定している場合は、別記様式3-4を提出すること。
- (4) 同一工種の施工経験（別記様式3、別記様式3-1、別記様式3-2、別記様式3-3）
- ◇ 本工事と同一工種（土木一式工事）の施工経験を対象とする。
 - ◇ 対象期間は、当該年度（公告日の属する年度）を含まない過去10年度当初（平成28年4月1日）から本工事の申請書及び確認資料提出期限日までとする。
 - ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。
 - ◇ JVの構成員の配置予定技術者については、別記様式3-1を提出すること。
 - ◇ 技術者育成型試行工事で専任補助者を配置する場合は、別記様式3で配置する技術者に代えて、当該専任補助者（別記様式3-2）で評価する。
 - ◇ 配置予定技術者が対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合、原則、休業期間に相当する期間を当該対象期間に加えるものとする（別記様式3-3）。
- (7) 優良技術者表彰（別記様式3、別記様式3-2）
- ◇ 令和5年度受賞分については、令和8年7月31日公告工事までを評価対象とする。
 - ◇ 令和6年度受賞分については、令和9年7月31日公告工事までを評価対象とする。
 - ◇ 令和7年度受賞分については、令和10年7月31日公告工事までを評価対象とする。
 - ◇ 令和8年度受賞分については、令和8年8月1日公告工事から令和11年7月31日公告工事までを評価対象とする。
 - ◇ 「国」は同一工種での表彰を評価対象とする。
 - ◇ 表彰の対象部門は、（土木）とする。
 - ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。
 - ◇ 技術者育成型試行工事で専任補助者を配置する場合は、別記様式3で配置する技術者に代えて、当該専任補助者（別記様式3-2）で評価する。
- (エ) 継続教育（CPD）単位取得状況（別記様式3、別記様式3-2）
- ◇ 本工事は「建設系CPD協議会」の加盟団体の発行する証明書により評価する。
 - ◇ 本工事の申請書及び確認資料提出期限日から過去1年間に発行された単位取得状況で評価する。
 - ◇ 単位取得証明書の証明期間の開始日または末日の日付が申請書及び確認資料提出期限日から直近の1年以内の日付であれば評価対象とする。
 - ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。
 - ◇ 技術者育成型試行工事で専任補助者を配置する場合は、別記様式3で配置する技術者に代えて、当該専任補助者（別記様式3-2）で評価する。

(2) 施工体制の確認

ア 審査

原則、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、失格基準価格以上低入札調査基準価格未満で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）については、証明資料による審査に加え、施工体制確認のための審査もあわせて行う。当該審査では、入札書、ヒアリング、追加資料及び工事費内訳書等をもとに、低価格入札者がどのように適切な施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかについて確認する。

失格基準価格未満の入札で入札を行った者については、契約内容に適合した履行が行われないと判断し審査は行わず、失格とする。

なお、審査（評価）方法については、総合評価方式の運用を参照すること。

イ 低入札調査基準価格及び失格基準価格の算出方法

(7) 低入札調査基準価格

$$= (\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 75\%)$$

上記の式により算出した額が予定価格の10分の7に満たない場合の低入札調査基準価格は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。ただし、合計額に「1.000」から「1.005」の範囲内でランダム係数を乗じることができる。

(4) 失格基準価格

$$= (\text{直接工事費} \times 90\% + \text{共通仮設費} \times 80\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 30\%)$$

(3) 評価内容の担保（ペナルティー）

受注者の責により評価された内容が履行できなかった場合、未実施の評価細目毎に工事成績評定点の減点措置を行う。

なお、減点措置の取扱いについては、総合評価方式の運用を参照すること。

	評価細目	減点措置
企業 の 能力 等	登録基幹技能者等の活用に関する事項	－1点
	労務費見積り尊重宣言に関する事項	－1点
	県内企業の下請活用に関する事項	－3点 ※
	若手・女性技術者の配置に関する事項	－3点 ※

※ 総合評価の評価項目で得た得点と同じ点数を減点する。

2 申請書、確認資料及び証明資料の作成方法

※自己評価型の場合、「申請書、確認資料及び証明資料」は、開札後、発注機関から提出を求められた場合のみ提出すること。

- (1) 申請書は、「別記様式1-1」及び「別記様式1-2」により作成すること。
JV発注工事の場合は、「別記様式1-3」もあわせて作成すること。
- (2) 申請書及び確認資料を提出する場合は、「別記様式1-1」を先頭に各書類にページを付すこと。
- (3) 確認資料は「別記様式2」から「別記様式9」の中から、必要に応じて作成すること。
- (4) 申請書及び確認資料の内容を証明する資料（以下「証明資料」という。）は、開札後、発注機関から提出を求められた場合にのみ提出すること。その際、「別記様式10」を表紙とし、資料目次を記入して提出すること。
- (5) 証明資料は他様式と重複する場合でも添付を省略せず、各様式毎に提出することを原則とするが、「別記様式10付表」を添付することにより重複する証明資料の提出を省略できる。
- (6) 当該年度内に同一工種に係る工事入札において、既に証明資料を提出している場合、「別記様式10-2」を添付することにより重複する証明資料の提出を省略できる。
- (7) 「別記様式10付表」又は「別記様式10-2」の添付がなく重複する証明資料が省略されている場合、該当する評価項目が減点されることがある。